# 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2023年10月25日提出

【発行者名】 三菱UFJアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 横川 直

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【電話番号】 03-4223-3037

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 e M A X I S 全世界株式インデックス

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年4月25日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新、商号変更の記載、マザーファンドの信託金限度額変更に伴う添付約款の変更および新しいNISA制度の記載等を行うため、本訂正届出書を提出します。

#### 2【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、 < 更新後 > に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

#### 第一部【証券情報】

#### (4)【発行(売出)価格】

#### <訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

e M A X I S 専用サイト https://emaxis.jp/

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。 なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

#### <訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

e M A X I S 専用サイト https://emaxis.jp/

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。 なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

#### (8)【申込取扱場所】

#### <訂正前>

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。 販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

# <訂正後>

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。 販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

#### 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

### <更新後>

当ファンドは、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、 円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

# 商品分類表

1-2 HH 2 2 7/2 P/						
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類		
		(収益の源泉)				
		株式				
	国内		MMF			
単位型		債券		インデックス型		
	海外	不動産投信	MRF			
追加型		その他資産		特殊型		
	内外	( )	ETF	( )		
		資産複合				

#### 属性区分表

两江位刀仪						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	( )		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	区欠州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		(MSCI	ショート型 /
公債	(毎月)	オセアニア			オール・カン	絶対収益
社債	日々	中南米			トリー・ワー	追求型
その他債券	その他	アフリカ			ルド・イン	
クレジット	( )	中近東			デックス(除く く日本、配当	その他
属性		(中東)			込み、円換算	( )
( )		エマージング			ベース))	
不動産投信					, ,	
その他資産						
(投資信託証						
券 (株式 一						
般))						
資産複合						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

	7 NL 3%	
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後
追加型		の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ
		従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
地域		に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証
		券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の
		記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資
		産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨
		の記載があるものをいいます。
独立区分	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運
		営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ド)	
	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運
	ザーブ・ファンド)	営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令
		480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託
		ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
		の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨
		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起す
		ることが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記
		載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

# 属性区分の定義

投資対象	株式	一般	次の大型株、	中小型株属性にあてはまらない全てのものをい
資産			います。	

			<u>訂止有個証券由工書(內国投資信託</u>
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載が あるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのも のをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものを
			いいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資す
			る旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投
			資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別
		属性	して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を
			投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付
			債、ハイイールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象と
			する旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性とし
			て併記します。
	不動産投	<b>没信</b>	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載
			があるものをいいます。
	その他資	資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以
	\ <del>\tau_1\tau</del>		外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	ì	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
\_	<b>F</b> 4 <b>D</b>		るものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい います。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい
			l\landaria
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをい います。
	年6回(	(隔月)	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回(	· 血日)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある
		. <del>Ч</del> Л )	ものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象	グローバ	バル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を
地域			源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を
	11 .11		源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資
	EP 111		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	区欠州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を適用しまる場合による場合による場合に対しています。
	アジア		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くア
	J > J		ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま
			す。
	オセアニ	- ア	9。  信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地
	73 67 -	- /	域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の
	אינדוו		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
I			

		訂正有価証券届出書(内国投資信託
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域
		の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の
		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング
		地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場
		合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいい ます。
投資形態	ファミリーファンド	よっ。  信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ
汉兵心态		にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資
		するものをいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関
	ファンズ	する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい
		います。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
		替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある
	<i>A</i> 0	ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいま
		す。
対象イン	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す
デックス	H. 14 - 1 - 0	旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す
		旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目
		指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
		的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		逆連動 (一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指
		す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償
		還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等
		の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記
		載があるものをいいます。
	ロング・ショート	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求
	型 / 絶対収益追求型	を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求
		を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該
		当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものを
		いいます。

| いいます。 上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

# ファンドの目的

日本を除く先進国および新興国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

# ファンドの特色



MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース) をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ファンドの1□当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
  - MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国・新興国の株式で構成されています。
    MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。
    MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本)に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

#### 全世界株式

MSCオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)

#### 先進国株式

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

#### 新興国株式

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

■ 上記はMSCI インデックスの構造についてのイメージ図であり、各インデックスの比率は変動します。

#### <運用プロセスのイメージ>

#### ステップ1:投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

# ステップ2:ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の 変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

#### ステップ3:売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

#### ステップ4:モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、 運用の継続的な改善に努めます。

- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

#### <対象インデックスの国・地域別構成比率>



先進国·地域		(22ヵ国·地域)
アメリカ イギリス フランス カナダ スドイツ オーストラリア オランダ	スウェーデン デンマーク スペイン イタリア 香港 シンガボール ベルギー	フィンランド アイルランド ノルウェー イスラエル ポルトガル ニュージーランド オーストリア
新興国·地域		(24ヵ国·地域)
中国 台湾 インド 韓国 ブラジル	インドネシア タイ マレーシア アラブ首長宝達邦	トルコ チリ ギリシャ ベルー

- 表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。
- MSCI Inc.のデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成(2023年6月末現在)



# 主として対象インデックスに採用されている日本を除く先進国ならびに新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。)への投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。
  - DR(預託証書)とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、 現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。
  - ※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンドおよび新興国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

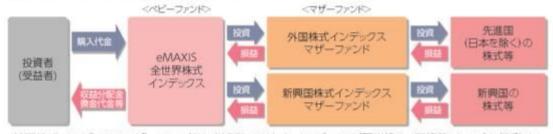


# 原則として、為替ヘッジは行いません。

● 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

# ■ファンドの仕組み・

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドならびに新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進国および新興国の株式に実質的に投資を行うファミリーファンド方式により行います。



- ・外国株式インデックスマザーファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
- ・新興国株式インデックスマザーファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。

# ■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

#### ■分配方針・

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配 対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市沢動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

🌉 当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当 事者が、保証、推奨、販売、または賃低するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。 MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為に その使用を許諾されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関 係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファン ドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示 的であると黙示的であるとを問わず。一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレード マーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会 社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社 およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算に おいて、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の開連 会社およびMSCI指数の作成または展集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の 決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしてお りません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事 者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる養務または責任も負 いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報遊からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するため の情報を入手しますが、MSCI Inc., MSCI Inc., の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係した その他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保 証するものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係し たその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受 益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数お よびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する週間、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うこと はありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作 成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、熱示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、 MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のため の市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制唆することなく、たとえ直 損的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性 について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与ある いは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者。または受益者あるいはいかなる個人、法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売費、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる極人または法人は、事前にMSCI Inc.の審面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社およびファンドの関係法人の役割 投資家(受益者) お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金 の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託

銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

# 委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

#### <訂正後>

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金 の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託

銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社(委託者) 三菱UFJアセットマネジメント株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

#### <訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社と
「信託契約」	しての業務に関する事項、受益者に関する事項
	等が定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に
	関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届
	け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益 分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の 内容等が定められています。

# 委託会社の概況 (2023年1月末現在)

・金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合

併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を

三菱UFJ国際投信株式会社に変更

#### ・大株主の状況

> <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   > <   <			
株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

#### <訂正後>

# 委託会社と関係法人との契約の概要

女 ID A IT C IS IN IA / C O <del>C</del> m O M 女	
	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社と
「信託契約」	しての業務に関する事項、受益者に関する事項
	等が定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に
	関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届
	け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の
	内容等が定められています。

# 委託会社の概況(2023年10月1日現在)

・金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合

併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を

三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月

エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投 信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会 社に変更

# ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

#### 2【投資方針】

#### (2)【投資対象】

#### <訂正前>

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
    - a . 有価証券先物取引等
    - b.スワップ取引
    - c . 金利先渡取引および為替先渡取引
  - 八.約束手形
  - 二.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方倩証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6 号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの をいいます。)
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券

- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で16.で定めるもの以外のもの
- 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.に おいて同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、 1 . の証券または証書ならびに13 . および19 . の証券または証書のうち 1 . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」と1111、 2 . から 6 . までの証券ならびに16 . の証券ならびに13 . および19 . の証券または証書のうち 2 . から 6 . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」と1111、14 . および15 . の証券を以下「投資信託証券」と1111ます。

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1 預全
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1項で定めるものをいい、1.から5.に 該当するものを除きます。)
- 7.投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当する ものをいいます。)
- 8.外国の者に対する権利で5.から7.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

# <マザーファンドの概要>

外国株式インデックスマザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### (運用方法)

#### 投資対象

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象とします。

#### 投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資 産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を 行います。

- ・株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### 新興国株式インデックスマザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。

#### (運用方法)

投資対象

新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 投資態度

主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を 超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### <訂正後>

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
    - a . 有価証券先物取引等
    - b.スワップ取引
    - c . 金利先渡取引および為替先渡取引
  - 八.約束手形
  - 二. 金銭債権
- 2 . 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ<u>アセットマネジメント</u>株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6 号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの をいいます。)
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で16.で定めるもの以外のもの
- 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.に おいて同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもの

をいい、有価証券に係るものに限ります。)

- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1. 預金
- 2 . 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1項で定めるものをいい、1.から5.に 該当するものを除きます。)
- 7.投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当する ものをいいます。)
- 8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

· 外国為替予約取引

# <マザーファンドの概要>

外国株式インデックスマザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

#### (運用方法)

#### 投資対象

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に採用されている株式を主要投資対象とします。

#### 投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### 新興国株式インデックスマザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動した投資成果をめざして運用を行います。

#### (運用方法)

#### 投資対象

新興国の株式等(DR(預託証書)を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 投資態度

主として対象インデックスに採用されている新興国の株式等に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を 超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

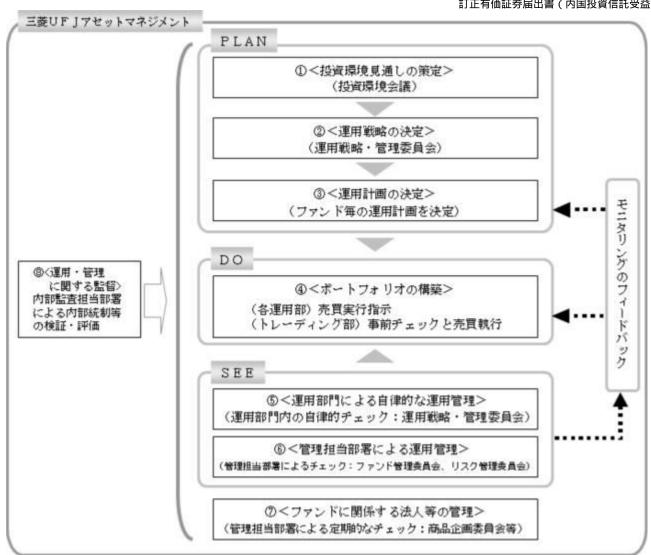
外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

#### (3)【運用体制】

#### <更新後>



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな 是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

#### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

#### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担 当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、 商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健 全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有 効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営 陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧 いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

#### 3【投資リスク】

# <更新後>

#### (1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これら の運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落によ り損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するた め、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を 被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いま せんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合に は、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれ が予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等 の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の 債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けま すので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引 規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのこと を流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の 売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能 性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあり ます。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重 大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による 影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能 性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が 高まることがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに 相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上 がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の 下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資 対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザー ファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

#### (2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から 独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管 理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善 策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

# コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の 状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

#### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

#### 内部監查担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

# ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引額)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。 ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

#### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記機
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	樂証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークで、浮動株ペースの時価期額 加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は 商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的 財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ 及びTOPIXに係る標準又は簡標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰潤します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ。コンサルティンプ株式会社が発表しているわが国の代表的な国債バフォーマンスインデックスで、NOMURA BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰職します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (詩〈日本)	FTSE世界閣構インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の閣構の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの譲渡、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCは帰腹します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイパーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JP.モルガン・セキュリティーズ・ エルエルシーが算出し公表している指数で、環地通資建でのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通資建でのエマージング機のうち、投資規制の有無や、 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJP. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰魔します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円機算しています。

# 4【手数料等及び税金】

# (5)【課税上の取扱い】

#### <更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2 . 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。ファンドは「つみたてNISA(非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISA、ジュニアNISAおよびつみたてNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2023年12月末までの制度となります。

2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、公募株式投資信託は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。ファンドはNISA(少額投資非課税制度)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)およびつみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象となる予定です。

販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAの「成長投資枠およびつみたて投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(\*)確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が

適用されます。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 5【運用状況】

【eMAXIS 全世界株式インデックス】

#### (1)【投資状況】

2023年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	31,001,583,622	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		4,581,422	0.01
純資産総額		31,006,165,044	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

2023年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	外国株式インデックスマザーファン ド	4,889,645,333	4.6408	22,692,233,182	5.6190	27,474,917,126	88.61
日本		新興国株式インデックスマザーファ ンド	1,023,319,646	3.1142	3,186,863,805	3.4463	3,526,666,496	11.37

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2023年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準 (1万口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間末日	(2014年 1月27日)	2,592,035,257	2,592,035,257	17,429	17,429
第5計算期間末日	(2015年 1月26日)	4,592,029,155	4,592,029,155	21,598	21,598
第6計算期間末日	(2016年 1月26日)	5,049,037,173	5,049,037,173	19,074	19,074
第7計算期間末日	(2017年 1月26日)	6,213,791,006	6,213,791,006	22,333	22,333
第8計算期間末日	(2018年 1月26日)	8,008,560,050	8,008,560,050	27,435	27,435
第9計算期間末日	(2019年 1月28日)	7,733,990,214	7,733,990,214	24,813	24,813
第10計算期間末日	(2020年 1月27日)	9,200,560,687	9,200,560,687	29,860	29,860
第11計算期間末日	(2021年 1月26日)	11,161,971,891	11,161,971,891	33,509	33,509
第12計算期間末日	(2022年 1月26日)	16,668,910,016	16,668,910,016	39,241	39,241

第13計算期間末日	(2023年 1月26日)	22,909,241,024	22,909,241,024		41,507
	2022年 7月末日	20,496,600,340		42,222	
	8月末日	21,045,985,124		42,577	
	9月末日	20,334,883,626		40,333	
	10月末日	22,416,036,712		43,667	
	11月末日	22,320,145,846		42,766	
	12月末日	21,792,204,952		40,232	
	2023年 1月末日	23,194,329,421		41,895	
	2月末日	24,390,819,851		43,011	
	3月末日	24,847,832,973		42,810	
	4月末日	25,601,466,471		43,779	
	5月末日	27,100,381,800		45,779	
	6月末日	29,715,560,383		49,253	
	7月末日	31,006,165,044		50,070	

# 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第4計算期間	26.89
第5計算期間	23.91
第6計算期間	11.68
第7計算期間	17.08
第8計算期間	22.84
第9計算期間	9.55
第10計算期間	20.34
第11計算期間	12.22
第12計算期間	17.10

三菱UF Jアゼットマネシメント株式会社(E11518) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第13計算期間	5.77
第14中間計算期間	20.22

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第4計算期間	1,174,144,027	929,470,626	1,487,213,278
第5計算期間	1,331,206,565	692,308,491	2,126,111,352
第6計算期間	1,196,209,334	675,187,922	2,647,132,764
第7計算期間	721,636,113	586,457,449	2,782,311,428
第8計算期間	788,170,724	651,386,929	2,919,095,223
第9計算期間	678,899,195	481,067,633	3,116,926,785
第10計算期間	678,461,962	714,108,331	3,081,280,416
第11計算期間	1,135,638,858	885,929,564	3,330,989,710
第12計算期間	1,680,453,002	763,560,394	4,247,882,318
第13計算期間	1,949,430,901	677,916,230	5,519,396,989
第14中間計算期間	1,188,116,353	529,072,833	6,178,440,509

# (参考)

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2023年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,075,157,790,406	69.67
	イギリス	122,285,952,293	4.11
	カナダ	96,573,693,436	3.24
	フランス	93,660,973,222	3.14
	スイス	85,308,472,438	2.86
	ドイツ	71,671,063,606	2.41
	オーストラリア	57,887,125,422	1.94
	オランダ	51,887,899,895	1.74
	スウェーデン	26,745,788,197	0.90
	デンマーク	24,394,712,142	0.82
	スペイン	21,010,026,774	0.71
	香港	19,430,623,721	0.65
	イタリア	15,632,064,007	0.52

		り上は呼呼	
	シンガポール	9,574,334,239	0.32
	アイルランド	7,028,124,566	0.24
	フィンランド	7,024,797,272	0.24
	ベルギー	6,396,484,023	0.21
	ノルウェー	5,497,198,305	0.18
	イスラエル	3,447,265,215	0.12
	ニュージーランド	1,671,034,536	0.06
	ルクセンブルグ	1,590,057,955	0.05
	オーストリア	1,488,900,351	0.05
	ポルトガル	1,475,049,933	0.05
	小計	2,806,839,431,954	94.23
投資証券	アメリカ	49,816,653,031	1.67
	オーストラリア	3,292,187,004	0.11
	シンガポール	1,155,899,299	0.04
	イギリス	1,128,343,574	0.04
	フランス	981,324,878	0.03
	香港	689,848,185	0.02
	カナダ	320,202,181	0.01
	ベルギー	214,532,360	0.01
	小計	57,598,990,512	1.93
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		114,171,619,811	3.84
純資産総額		2,978,610,042,277	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# その他の資産の投資状況

2023年 7月31日現在

(単位:円)

			-	
資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	84,516,586,395	2.84
	買建	カナダ	3,779,238,528	0.13
	買建	ドイツ	14,028,811,842	0.47
	買建	オーストラリア	3,715,542,495	0.12
	買建	イギリス	4,915,282,842	0.17
	買建	スイス	3,403,093,500	0.11

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

# 2023年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	5,853,653	24,585.65	143,915,892,608	27,606.15	161,596,852,620	5.43
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	2,616,729	43,882.13	114,827,650,550	47,700.01	124,818,022,756	4.19
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 リ	3,415,957	15,929.70	54,415,186,473	18,637.64	63,665,389,461	2.14
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	913,931	41,251.43	37,700,960,736	65,903.47	60,231,228,810	2.02
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	2,207,311	16,476.99	36,369,854,370	18,689.80	41,254,206,867	1.39
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	1,055,688	25,176.44	26,578,465,601	37,560.04	39,651,690,686	1.33
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS	メディ ア・娯楽	819,725	33,575.43	27,522,623,535	45,882.91	37,611,372,990	1.26
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	1,985,128	16,524.66	32,803,581,352	18,750.41	37,221,983,158	1.25
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	344,989	68,837.31	23,748,117,752	70,895.22	24,458,071,984	0.82
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,084,707	19,221.13	20,849,295,719	22,119.60	23,993,287,886	0.81
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL	金融サー ビス	480,492	45,605.45	21,913,056,088	49,312.71	23,694,365,392	0.80
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	961,433	22,699.31	21,823,870,985	24,596.44	23,647,834,483	0.79
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネル ギー	1,503,731	14,923.88	22,441,506,758	14,683.43	22,079,936,697	0.74
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	601,486	32,581.61	19,597,384,550	33,233.67	19,989,591,745	0.67
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	154,264	90,118.12	13,901,982,152	126,843.39	19,567,369,687	0.66
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	298,889	61 ,552 .42	18,397,343,659	64,631.92	19,317,771,611	0.65
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用 品・パー ソナル用 品	873,243	21,740.53	18,984,769,534	22,049.11	19,254,237,688	0.65
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲 料・タバ コ	1,017,931	18,585.28	18,918,534,973	17,392.32	17,704,181,690	0.59
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 リ	374,790	40,710.78	15,257,996,879	46,713.22	17,507,651,059	0.59
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サー ビス	315,045	54,045.29	17,026,700,186	55,395.57	17,452,097,729	0.59

							訂正有価証券	届出書(内国投資	<u> 資信託</u>
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	149,267	92,772.78	13,847,914,751	101,443.55	15,142,174,378	0.51
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネル ギー	666,992	22,032.69	14,695,633,970	22,395.90	14,937,888,734	0.50
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・ パイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	938,890	16,527.35	15,517,364,064	14,990.74	14,074,665,080	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ パイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	652,932	20,601.43	13,451,334,712	21,265.32	13,884,810,856	0.47
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	509,413	27,455.02	13,985,945,419	26,828.00	13,666,532,321	0.46
デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・ パイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	613,930	24,037.76	14,757,504,298	22,034.27	13,527,505,520	0.45
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1,520,532	8,977.72	13,650,911,373	8,807.80	13,392,550,265	0.45
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費 財・アパ レル	102,284	137,488.81	14,062,905,954	130,680.41	13,366,516,079	0.45
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	164,191	70,993.76	11,656,536,726	79,411.22	13,038,607,689	0.44
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフト ウェア・ サービス	169,931	49,087.58	8,341,503,076	74,554.80	12,669,172,382	0.43

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# b 全銘柄の種類/業種別投資比率

### 2023年 7月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	4.69
	素材	3.97
	資本財	6.43
	商業・専門サービス	1.49
	運輸	1.83
	自動車・自動車部品	2.21
	耐久消費財・アパレル	1.62
	 消費者サービス	2.07
	メディア・娯楽	5.81
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.23
	生活必需品流通・小売り	1.67
	食品・飲料・タバコ	3.81
	家庭用品・パーソナル用品	1.63
	ヘルスケア機器・サービス	4.37

	医薬品・バイオテクノロジー・ライフ サイエンス	7.97
	銀行	5.28
	金融サービス	6.31
	保険	2.91
	ソフトウェア・サービス	9.00
	テクノロジー・ハードウェアおよび機 器	6.74
	電気通信サービス	1.12
	公益事業	2.73
	半導体・半導体製造装置	6.01
	不動産管理・開発	0.34
	小計	94.23
投資証券		1.93
合計		96.17
投資証券		94.2

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

# 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

2023年 7月31日現在

資産の 種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率 (%)
株価指 数先物		シカゴ商業 取引所	SP EMINI2309	買建	2,603	アメリカ ドル	584,730,439.24	82,429,450,019	599,535,975	84,516,586,395	2.84
取引		モントリ オール取引 所	SP/TSE602309	買建	144	カナダド ル	34,919,336	3,713,322,190	35,539,200	3,779,238,528	0.13
		ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	EURO ST 2309	買建	2,009	ユーロ	87,966,742.87	13,665,633,504	90,304,550	14,028,811,842	0.47
		シドニー先 物取引所	SPI 200 2309	買建	215	オースト ラリアド ル	38,685,716.25	3,634,909,899	39,543,875	3,715,542,495	0.12
	ス	インターコ ンチネンタ ル取引所	FTSE100 2309	買建	353	イギリス ポンド	26,538,391.25	4,808,756,494	27,126,285	4,915,282,842	0.17
		ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SWISS IX2309	買建	185	スイスフ ラン	20,731,262.25	3,358,464,484	21,006,750	3,403,093,500	0.11

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

# 新興国株式インデックスマザーファンド

# 投資状況

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	香港	112,467,461,763	22.28
	台湾	72,172,623,887	14.30
	インド	68,430,129,553	13.55
	韓国	59,794,579,643	11.84
	ブラジル	26,400,681,940	5.23
	中国	23,362,633,325	4.63
	サウジアラビア	19,999,795,384	3.96
	南アフリカ	16,533,403,908	3.27
	メキシコ	13,055,433,625	2.59
	アメリカ	12,999,071,634	2.57
	タイ	9,390,044,072	1.86
	インドネシア	9,277,243,355	1.84
	マレーシア	6,660,331,290	1.32
	アラブ首長国連邦	5,848,200,955	1.16
	カタール	4,478,903,455	0.89
	ポーランド	4,158,214,378	0.82
	クウェート	4,001,806,835	0.79
	フィリピン	3,092,818,957	0.61
	トルコ	2,951,186,818	0.58
	チリ	2,654,851,684	0.53
	ギリシャ	2,242,479,266	0.44
	ハンガリー	1,070,841,412	0.21
	チェコ	786,312,895	0.16
	コロンビア	487,395,526	0.10
	小計	482,316,445,560	95.54
投資証券	メキシコ	412,789,937	0.08
	南アフリカ	169,691,309	0.03
	小計	582,481,246	0.12
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		21,951,735,045	4.34
純資産総額	•	504,850,661,851	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### その他の資産の投資状況

2023年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	22,447,627,202	4.45

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# 投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

# a評価額上位30銘柄

# 2023年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半 導体製造装 置	11,991,000	2,262.77	27,132,959,399	2,543.61	30,500,531,832	6.04
香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・ 娯楽	3,029,900	5,917.12	17,928,289,851	6,335.23	19,195,119,437	3.80
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	2,322,999	7,144.52	16,596,734,598	7,801.30	18,122,412,099	3.59
香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	8,054,700	1,494.04	12,034,047,618	1,733.87	13,965,818,798	2.77
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1,482,123	4,283.39	6,348,524,708	4,347.90	6,444,125,556	1.28
香港	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サー ビス	2,465,220	2,319.72	5,718,634,468	2,574.59	6,346,935,690	1.26
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	2,517,838	1,616.29	4,069,564,962	1,713.46	4,314,224,771	0.85
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,425,454	2,829.03	4,032,662,187	2,826.81	4,029,501,876	0.80
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半 導体製造装 置	266,818	9,780.22	2,609,541,263	14,144.00	3,773,873,792	0.75
香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	46,359,550	97.49	4,520,036,268	80.99	3,755,049,375	0.74
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェ ア・サービ ス	1,618,634	2,169.26	3,511,238,408	2,305.65	3,732,019,668	0.74
ブラジル	株式	VALE SA	素材	1,671,029	2,023.51	3,381,353,745	2,014.27	3,365,917,610	0.67
香港	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	1,145,533	2,449.80	2,806,337,147	2,773.47	3,177,103,701	0.63
香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	3,121,000	1,034.03	3,227,213,196	1,015.19	3,168,414,232	0.63
アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	246,909	9,284.80	2,292,501,618	12,595.66	3,109,984,161	0.62
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	6,049,272	472.16	2,856,239,232	491.22	2,971,571,484	0.59
香港	株式	BAIDU INC-CLASS A	メディア・ 娯楽	1,104,374	2,114.88	2,335,625,520	2,688.49	2,969,105,081	0.59
香港	株式	NETEASE INC	メディア・ 娯楽	965,195	2,521.31	2,433,565,277	3,046.48	2,940,447,264	0.58
サウジア ラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	955,917	2,838.16	2,713,048,757	2,823.00	2,698,553,691	0.53
南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	95,583	25,822.28	2,468,170,996	27 ,721 .88	2,649,741,326	0.52
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	397,186	6,154.76	2,444,588,092	6,475.30	2,571,898,506	0.51

了 訂正有価証券届出書(内国投<u>資信託</u>受益証券)

							可止日間配力	油山青 ( 内国技	7 IDII
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェ ア・サービ	443,349	5,644.40	2,502,441,137	5,771.28	2,558,694,764	0.51
			ス						
韓国	株式	POSCO HOLDINGS INC	素材	35,546	40,237.95	1,430,298,363	68,399.50	2,431,328,627	0.48
香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車・自 動車部品	479,500	4,449.00	2,133,298,659	4,903.29	2,351,130,432	2 0.47
インドネ シア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	27,312,200	83.19	2,272,238,106	85.77	2,342,703,955	0.46
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	電気通信 サービス	15,385,200	164.20	2,526,339,979	151.34	2,328,443,585	0.46
台湾	株式		半導体・半 導体製造装 置		2,961.81	2,213,175,806	2,951.85	2,205,731,426	0.44
サウジア ラビア	株式	THE SAUDI NATIONAL BANK	銀行	1,445,220	1,384.17	2,000,431,906	1,494.30	2,159,603,808	0.43
ブラジル		PETROBRAS - PETROLEO BRAS- PR	エネルギー	2,351,400	760.31	1,787,798,447	886.36	2,084,200,749	0.41
香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	39,055,000	58.66	2,291,018,602	51.70	2,019,487,184	0.40

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# b 全銘柄の種類/業種別投資比率

### 2023年 7月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	4.69
	素材	7.88
	資本財	4.03
	商業・専門サービス	0.06
	運輸	1.98
	自動車・自動車部品	3.65
	耐久消費財・アパレル	1.33
	消費者サービス	2.76
	メディア・娯楽	6.50
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.75
	生活必需品流通・小売り	1.54
	食品・飲料・タバコ	3.65
	家庭用品・パーソナル用品	0.76
	ヘルスケア機器・サービス	1.10
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフ サイエンス	2.56
	銀行	15.55
	金融サービス	2.51
	保険	2.67
	ソフトウェア・サービス	2.18
	テクノロジー・ハードウェアおよび機 器	8.71
	電気通信サービス	2.90
	公益事業	2.41
	半導体・半導体製造装置	8.76

EDINET提出書類 三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	不動産管理・開発	1.62
	小計	95.54
投資証券		0.12
合計	•	95.65

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

# 投資不動産物件

該当事項はありません。

# その他投資資産の主要なもの

2023年 7月31日現在

資産の 種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率 (%)
株価指 数先物 取引		ニューヨー ク証券取引 所	MINI MS 2309	買建	3,021	アメリカ ドル	152,733,839.1	21,530,889,297	159,236,910	22,447,627,202	4.45

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

# 参考情報

0円

0円

0円

四

0円

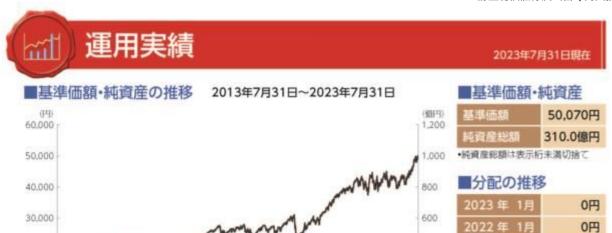
2021年 1月

分配金は1万口当たり、税引前

400

200

23/07



基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

15/07

— 終前年創版[右目成]

117/07

# ■主亜な資産の状況

20.000

10.000

13/07

_	工安心貝庄	シュヘルし					
	組入上位通貨	比率		組入上位銘柄	<b>業権</b>	国-地域	比率
1	アメリカドル	66.4%	1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	4.8%
2	2-0	8.8%	2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.7%
3	イギリスボンド	3.8%	3	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	1.9%
4	香港ドル	3.2%	4	NVIDIA CORP	半導体·半導体製造装置	アメリカ	1.8%
5	カナダドル	3.0%	5	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.2%
6	スイスフラン	2.6%	6	TESLA INC	自動車·自動車部品	アメリカ	1.2%
7	オーストラリアドル	1.9%	7	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1,1%
8	ニュー台湾ドル	1.7%	8	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.196
9	インドルビー	1.6%	9	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	0.7%
10	韓国ウォン	1.4%	10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	0.7%

21/07

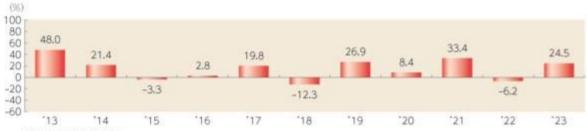
基準循環[左目球]

19/07

その他資産の状況 比率 株価指数先物取引 (資建) 3.9%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四拾五入)
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Giobal Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した 業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

### ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- •2023年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

#### <訂正前>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

香港取引所の休業日

香港の銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位

## 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/eMAXIS専用サイト https://emaxis.jp/

## 申込手数料

ありません。

#### 申认方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

## 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会 社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の 事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販 売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### < 訂正後 >

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

香港取引所の休業日

香港の銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

## 申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位

## 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

## 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/eMAXIS専用サイト https://emaxis.jp/

## 申込手数料

ありません。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース) があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

## 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会 社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の 事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販 売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### 2【換金(解約)手続等】

#### <訂正前>

#### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- 香港取引所の休業日
- 香港の銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 解約単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

#### 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額

## 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

e M A X I S 専用サイト https://emaxis.jp/

## 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払い ます。

## 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われ ます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。 確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合が あります。

## 解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得な い事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を 含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖 もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに 受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前 に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合に は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとしま す。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### <訂正後>

## 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

香港取引所の休業日

香港の銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録さ れます。

## 解約単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位

## 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

#### 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%をかけた額

## 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/ e M A X I S 専用サイト https://emaxis.jp/

## 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払い ます。

#### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。

## 解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## <訂正前>

## 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 : 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

## (資産の評価方法)

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券
  - 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価します。
- · 転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債
- 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情 報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則とし て、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業 者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。
- ・公社債等

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド
  - 計算日における基準価額で評価します。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- · 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

· 外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

## 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

e M A X I S専用サイト https://emaxis.jp/

#### <訂正後>

#### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### (資産の評価方法)

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価 します。
- · 転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド
  - 計算日における基準価額で評価します。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- · 外国為替予約取引
  - 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

## 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

eMAXIS専用サイト https://emaxis.jp/

#### 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間 (2023年1月27日から2023年7月26日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限 責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【eMAXIS 全世界株式インデックス】

## (1)【中間貸借対照表】

		(単位:円)
	第13期 [ 2023年 1月26日現在 ]	第14期中間計算期間末 [ 2023年 7月26日現在 ]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	83,535,243	159,861,852
親投資信託受益証券	22,871,430,330	30,821,694,373
未収入金	30,941,550	-
流動資産合計	22,985,907,123	30,981,556,225
資産合計	22,985,907,123	30,981,556,225
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,155,320	64,021,188
未払受託者報酬	7,213,819	8,579,691
未払委託者報酬	64,924,272	77,217,129
未払利息	37	396
その他未払費用	372,651	443,222
流動負債合計	76,666,099	150,261,626
負債合計	76,666,099	150,261,626
純資産の部		
元本等		
元本	5,519,396,989	6,178,440,509
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	17,389,844,035	24,652,854,090
(分配準備積立金)	4,352,479,591	3,977,228,061
元本等合計	22,909,241,024	30,831,294,599
純資産合計	22,909,241,024	30,831,294,599
負債純資産合計	22,985,907,123	30,981,556,225

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第13期中間計算期間 自 2022年 1月27日 至 2022年 7月26日	第14期中間計算期間 自 2023年 1月27日 至 2023年 7月26日
営業収益		
受取利息	37	289

三菱UF Jアビットマネンテント株式云社(ETISIO) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第13期中間計算期間 自 2022年 1月27日 至 2022年 7月26日	第14期中間計算期間 自 2023年 1月27日 至 2023年 7月26日
有価証券売買等損益	1,252,808,624	5,045,660,242
营業収益合計 	1,252,808,661	5,045,660,531
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
支払利息	3,712	22,050
受託者報酬	6,095,728	8,579,691
委託者報酬	54,861,438	77,217,129
その他費用	314,881	443,222
営業費用合計	61,275,759	86,262,092
営業利益又は営業損失( )	1,191,532,902	4,959,398,439
経常利益又は経常損失()	1,191,532,902	4,959,398,439
中間純利益又は中間純損失( )	1,191,532,902	4,959,398,439
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	64,791,466	169,672,763
期首剰余金又は期首欠損金( )	12,421,027,698	17,389,844,035
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,908,949,788	4,148,803,337
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	2,908,949,788	4,148,803,337
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,017,767,272	1,675,518,958
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,017,767,272	1,675,518,958
分配金	-	<u> </u>
中間剰余金又は中間欠損金( )	15,438,951,650	24,652,854,090

# (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価	
	額で評価しております。	

## (中間貸借対照表に関する注記)

		第13期 [2023年 1月26日現在]	第14期中間計算期間末 [2023年 7月26日現在]
1.	期首元本額	4,247,882,318円	5,519,396,989円
	期中追加設定元本額	1,949,430,901円	1,188,116,353円
	期中一部解約元本額	677,916,230円	529,072,833円
2 .	受益権の総数	5,519,396,989□	6,178,440,509□

# (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間	第14期中間計算期間	
自 2022年 1月27日	自 2023年 1月27日	
至 2022年 7月26日	至 2023年 7月26日	
該当事項はありません。	該当事項はありません。	

## (金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期	第14期中間計算期間末
	[ 2023年 1月26日現在 ]	[ 2023年 7月26日現在 ]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びそ	時価で計上しているためその差額はあ	同左
の差額	りません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方	同左
	針に係る事項に関する注記)に記載して	
	おります。 	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり	同左
	ません。	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン	同左
	等)は、短期間で決済され、時価は帳簿	
	価額と近似していることから、当該金融	
	商品の帳簿価額を時価としております。 	
		同左
いての補足説明 	の前提条件等を採用しているため、異なる。	
	る前提条件等によった場合、当該価額が    異なることもあります。	
	天体なここでのリスソ。	

(有価証券に関する注記) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第13期 [ 2023年 1月26日現在 ]	第14期中間計算期間末 [ 2023年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	4.1507円	4.9901円
(1万口当たり純資産額)	(41,507円)	(49,901円)

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

# 外国株式インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	[2023年 7月26日現在]
資産の部	
流動資産	
預金	45,959,931,850
コール・ローン	9,513,090,116
株式	2,799,019,251,634
投資証券	58,564,664,455
派生商品評価勘定	2,289,021,558
未収入金	10,816,330
未収配当金	2,123,083,150
差入委託証拠金	49,508,857,084
流動資産合計	2,966,988,716,177
資産合計	2,966,988,716,177
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	52,099,382
未払解約金	500,931,139
未払利息	23,566
流動負債合計	553,054,087
負債合計	553,054,087
純資産の部	
元本等	
元本	529,275,612,442
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,437,160,049,648
元本等合計	2,966,435,662,090
純資産合計	2,966,435,662,090
負債純資産合計	2,966,988,716,177

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取
	引所等における終値で評価しております。
	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商
	品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。
方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しており
	ます。

3.その他財務諸表作成のための基礎と外貨建資産等の会計処理 なる事項

「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理 しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[2023年 7月26日現在]
1. 期首	2023年 1月27日
期首元本額	447,735,229,199円
期中追加設定元本額	119,913,521,521円
期中一部解約元本額	38,373,138,278円
元本の内訳	
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型)	201,445,549円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	952,442,888円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(成長型)	874,485,532円
MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	2,943,974,197円
MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信	4,104,934,463円
三菱UFJ プライムバランス(安定型)(確定拠出年金)	1,559,745,419円
三菱UFJ プライムバランス(安定成長型)(確定拠出年金)	9,291,900,129円
三菱UFJ プライムバランス(成長型)(確定拠出年金)	10,298,158,809円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)	49,620,101円
三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)	132,512,632円
ファンド・マネジャー (海外株式)	779,964円
eMAXIS 先進国株式インデックス	13,677,316,462円
e M A X I S バランス(8資産均等型)	1,082,073,751円
eMAXIS バランス(波乗り型)	266,484,977円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,731,700,454円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	216,817,022円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	269,909,285円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	249,956,529円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	92,282,755,213円
海外株式セレクション(ラップ向け)	2,452,215,457円
e M A X I S S l i m バランス (8資産均等型)	4,839,185,694円
つみたて先進国株式	25,960,493,552円
つみたて8資産均等バランス	2,310,688,105円
つみたて4資産均等バランス	789,289,467円
e M A X I S マイマネージャー 1970s	1,889,687円
e M A X I S マイマネージャー 1980s	3,273,763円
e M A X I S マイマネージャー 1990s	5,456,401円

	[2023年 7月26日現在]
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年	189,172,918円
金)	
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年	210,515,054円
金)	
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 5 5 (確定拠出年 金)	137,768,378円
ザク 三菱UFJ DC年金バランス(株式15)	61,805,207円
三菱UFJ DC年金バランス(株式40)	510,011,964円
三菱UFJ DC年金バランス(株式65)	1,258,296,945円
e M A X I S S l i m 全世界株式(除く日本)	46,485,080,618円
e M A X I S S l i m 全世界株式 (3 地域均等型)	489,830,188円
三菱UFJ DC年金インデックス(先進国株式)	3,852,133,253円
e M A X I S S l i m 全世界株式 (オール・カントリー)	198,293,236,705円
	125,294,098円
金)	
三菱UFJ DC年金バランス(株式25)	42,144,949円
つみたて全世界株式	262,198,237円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年	53,667,034円
金)	
ラップ向けインデックス f 先進国株式	2,407,282,961円
三菱UFJ DC年金バランス(株式80)	24,735,703円
ダイナミックアロケーションファンド(ラップ向け)	4,437,118,178円 
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	56,685,221円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	30,253,203,407円
e M A X I S 全世界株式インデックス	4,878,810,536円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式抑制型)	574,359,219円
三菱UFJ バランス・イノベーション(株式重視型)	1,091,779,999円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	232,027,978円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション(KAKUSHIN)	616,249,294円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型) e M A X I S バランス(4資産均等型)	202,695,578円
	329,318,213円
e M A X I S 最適化バランス(マイゴールキーパー) e M A X I S 最適化バランス(マイディフェンダー)	83,808,022円 112,292,721円
e M A X I S 最適化パランス(マイミッドフィルダー)	459,360,197円
e M A X I S 最適化バランス(マイフォワード)	363,868,663円
e M A X I S 最適化バランス(マイストライカー)	698,466,830円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)	1,483,165,528円
三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型)VA(適格機	2,331円
関投資家限定)	2,30113
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	5,242,092円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	3,617,215,532円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型(適格機関投資家限	41,259,150円
定)	

	[2023年 7月26日現在]
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限	708,336,839円
定)	
MUAM 外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	9,828,195,305円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	69,570円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	568,268,903円
MUAM 全世界株式インデックスファンド(適格機関投資家限	5,417,221,987円
定)	3,, 221, 331, 3
アドバンスト・バランス (FOFs用)(適格機関投資家限定)	11,373,564円
アドバンスト・バランス (FOFs用)(適格機関投資家限定)	68,797,438円
MUKAM バランス・イノベーション(株式抑制型)(適格機関 投資家転売制限付)	1,677,244,244円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)(適格機 関投資家転売制限付)	521,869,130円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション ( 適格機関投資 家転売制限付 )	298,195,784円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	51,504,410円
MUKAM 下方リスク抑制型パランスファンド(適格機関投資家 限定)	1,800,019,328円
MUKAM バランス・イノベーション(債券重視型)(適格機関 投資家転売制限付)	75,763,745円
MUKAM 外国株式インデックスファンド 2 (適格機関投資家限定)	2,284,030,063円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション 2 (適格機関投 資家限定)	214,417,102円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド (適格機関投資家限定)	8,431,155,095円
MUKAM バランス・イノベーション(リスク抑制型)2(適格機関投資家転売制限付)	45,061,491円
マルチアセット運用戦略ファンド(適格機関投資家限定)	112,731円
外国株式インデックスファンドV(適格機関投資家限定)	2,653,019,852円
海外株式インデックスファンドS	3,458,018,392円
外国株式インデックスオープンV(適格機関投資家限定)	5,914,731円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,709,141,576円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	743,291円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	2,048,759円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	614,209円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	1,941,937円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	23,378,383円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	812,314円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	8,549,869円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	774,151円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	12,173,336円
三菱UFJ <dc>外国株式インデックスファンド</dc>	6,613,739,180円

		[2023年 7月26日現在]
	三菱UFJ < D C > インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	89,781,184円
	三菱UFJ <dc>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)</dc>	380,294,663円
	三菱UFJ < DC > インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	409,912,142円
	三菱UFJ < DC > インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	413,509,341円
	合計	529,275,612,442円
2 .	受益権の総数	529,275,612,442□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2023年 7月26日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 .時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

## 株式関連

[2023年 7月26日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円) 評価損益(円	
	↑里 <i>大</i> 貝	程規	中山川(口)	評価損益(円)	
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	108,038,214,163		110,301,819,903	2,263,605,740

合計	108,038,214,163	110,301,819,903	2,263,605,740

#### (注)時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表 されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 通貨関連

[2023年7月26日現在]

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
	 為替予約取引		73176		
の取引	買建				
	アメリカドル	7,952,204,838		7,930,912,287	21,292,551
	カナダドル	372,780,223		371,339,141	1,441,082
	オーストラリアド ル	227,063,604		227,686,536	622,932
	イギリスポンド	463,021,655		463,666,276	644,621
	スイスフラン	318,983,262		319,328,914	345,652
	香港ドル	66,050,206		65,873,375	176,831
	シンガポールドル	38,905,434		38,861,221	44,213
	スウェーデンク ローネ	97,760,506		97,706,178	54,328
	ノルウェークロー ネ	26,859,488		26,670,978	188,510
	デンマーククロー ネ	77,610,657		77,207,968	402,689
	ユーロ	960,974,295		956,277,730	4,696,565
	合計	10,602,214,168		10,575,530,604	26,683,564

## (注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近 い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (口) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物 相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (1口当たり情報)

	[2023年 7月26日現在]
1口当たり純資産額	5.6047円
(1万口当たり純資産額)	(56,047円)

## 新興国株式インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)
	[2023年 7月26日現在]
資産の部	
流動資産	
預金	13,430,442,996
コール・ローン	130,418,060
株式	477,620,341,659
投資証券	575,642,430
派生商品評価勘定	559,484,396
未収入金	669,190,104
未収配当金	2,641,573,112
差入委託証拠金	2,984,543,551
流動資産合計	498,611,636,308
資産合計	498,611,636,308
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,511,240
未払金	207,100
未払解約金	471,622,058
未払利息	323
流動負債合計	473,340,721
負債合計	473,340,721
純資産の部	
元本等	
元本	146,071,445,819
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	352,066,849,768
元本等合計	498,138,295,587
純資産合計	498,138,295,587
負債純資産合計	498,611,636,308

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方	法 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取
	引所等における終値で評価しております。なお、ロシア株式(DR(預託証書)を
	含みます。以下、同じ。)の評価については、「追加情報」に記載しております。
	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商
	品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び	評価 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。
方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しており
	ます。

3.その他財務諸表作成のための基礎と外貨建資産等の会計処理 なる事項

「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理 しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[2023年 7月26日現在]
1. 期首	2023年 1月27日
期首元本額	126,395,162,676円
期中追加設定元本額	31,545,423,377円
期中一部解約元本額	11,869,140,234円
元本の内訳	
MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信	856,368,555円
eMAXIS 新興国株式インデックス	10,965,382,313円
e M A X I S バランス(8資産均等型)	1,767,407,982円
eMAXIS バランス(波乗り型)	72,943,351円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	574,080,217円
e M A X I S S l i m バランス (8資産均等型)	7,928,557,534円
eMAXIS Slim 新興国株式インデックス	35,504,543,552円
つみたて新興国株式	7,533,012,331円
つみたて8資産均等バランス	3,800,990,709円
e M A X I S マイマネージャー 1970s	522,873円
e M A X I S マイマネージャー 1980s	1,522,040円
e M A X I S マイマネージャー 1990s	6,198,109円
eMAXIS Slim 全世界株式(除く日本)	9,762,862,718円
eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型)	814,931,602円
eMAXIS Slim 全世界株式(オール・カントリー)	41,435,101,168円
新興国株式インデックス・オープン(ラップ向け)	2,278,637,295円
つみたて全世界株式	54,699,659円
ラップ向けインデックス f 新興国株式	829,909,643円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(保守型)	47,918,887円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド(標準型)	842,893,142円
MUFG ウェルス・インサイト・ファンド (積極型)	683,300,954円
三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド	15,916,164,324円
新興国株式インデックスオープン	502,043,267円
eMAXIS 全世界株式インデックス	1,019,712,909円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	239,235,898円
e M A X I S 最適化バランス ( マイディフェンダー )	32,940,708円
e M A X I S 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	189,887,320円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	194,992,422円
e M A X I S 最適化バランス(マイストライカー)	793,510,617円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家	限 1,133,364,015円
定)	

		[2023年 7月26日現在]
	世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	17,074,296円
	MUKAM バランスファンド2019-12(適格機関投資家限定)	56,902,468円
	MUKAM バランスファンド2020-07(適格機関投資家限定)	57,042,266円
	MUKAM バランスファンド2020-10(適格機関投資家限定)	56,220,682円
	MUKAM バランスファンド2021-03(適格機関投資家限定)	49,764,870円
	MUKAM バランスファンド2021-06(適格機関投資家限定)	50,805,123円
	合計	146,071,445,819円
2 .	受益権の総数	146,071,445,819口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 2023年 7月26日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

[2023年7月26日現在]

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	19,966,200,701		20,522,932,567	556,731,866
	合計	19,966,200,701		20,522,932,567	556,731,866

## (注)時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表 されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 通貨関連

[2023年7月26日現在]

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル 売建	593,898,815		593,882,946	15,869
	アメリカドル	396,305,000		395,046,120	1,258,880
	オフショア元	1,406,915		1,408,636	1,721
	合計	991,610,730		990,337,702	1,241,290

#### (注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (口)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物 相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (1口当たり情報)

	[ 2023年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	3.4102円
(1万口当たり純資産額)	(34,102円)

## (追加情報)

## 自 2023年 1月27日 至 2023年 7月26日

当ファンドは、ロシア株式(DR(預託証書)を含みます。以下、「当該株式」)を組み入れております。2022年 2月 24日に発生したロシアのウクライナ侵攻による当ファンドへの影響は以下の通りです。

ロシアが、2022年 2月24日に首都キーウを含むウクライナ国内の複数の都市への軍事侵攻に踏み切って以降、期末日時 点においてロシア軍とウクライナ軍の戦闘が続いております。

2022年 2月24日以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁やそれに対抗措置をロシアが設けたことにより、取引の規制、決済機構やSWIFTからの除外による取引後の受渡が行えない状況となり、市場でのロシア関連資産の取引が成立しない状況となりました。このため、組入株式の時価については金融商品取引所等における最終相場で評価していますが、当該株式の取引停止等に伴い、取引停止日以降の最終相場の価格が入手できない状況となりました。当該株式のロシア国外の投資家による取引が制限されており、当該株式に係る証券決済や為替取引についても、実現が困難な状況となっております。

時価の算定に関する会計基準に基づきますと、組入有価証券に係る時価は秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格である必要があり、上記状況を総合的に勘案した結果、当ファンドが組み入れている当該株式において、2022年3月14日付けで評価額をゼロとすることとし、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。2022年3月11日時点の当ファンドにおける当該株式の保有割合は0.55%です。

なお、2022年 3月24日にモスクワ証券取引所は一部取引を再開しておりますが、ロシア国外の投資家による取引が制限 されており、当該株式に係る証券決済や為替取引について、実現が困難な状況に変わりありません。

今後、当該株式のロシア国外の投資家による取引の再開、市場の流動性の回復、最終相場価格の提供再開、ならびに当該株式に係る証券決済や為替取引の実現等の変化があれば、状況を総合的に判断の上、その評価額をゼロから回復させる可能性もあります。

#### 2【ファンドの現況】

## 【eMAXIS 全世界株式インデックス】

## 【純資産額計算書】

2023年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	31,054,821,448
負債総額	48,656,404
純資産総額( - )	31,006,165,044
発行済口数	6,192,616,090□
1口当たり純資産価額( / )	5.0070
(10,000口当たり)	(50,070)

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 7月31日現在

資産総額	2,982,223,231,013
負債総額	3,613,188,736
純資産総額( - )	2,978,610,042,277
発行済口数	530,096,031,431□
1口当たり純資産価額( / )	5.6190
(10,000口当たり)	(56,190)

# 新興国株式インデックスマザーファンド

## 純資産額計算書

2023年 7月31日現在

資産総額	504,983,114,643
負債総額	132,452,792
純資産総額( - )	504,850,661,851
発行済口数	146,491,807,861□
1口当たり純資産価額( / )	3.4463
(10,000口当たり)	(34,463)

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### <更新後>

## (1)資本金の額等

2023年10月1日現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

## (2)委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

## 投資運用の意思決定機構

#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

## 運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

#### 管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

## ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示され ます。

## 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検

証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

#### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社は2023年10月1日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2023年 7月31日現在における三菱UF J国際投信株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	859	26,504,760
追加型公社債投資信託	16	1,595,919
単位型株式投資信託	91	414,211
単位型公社債投資信託	49	101,296
合 計	1,015	28,616,185

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

(ご参考)2023年7月31日現在におけるエム・ユー投資顧問株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数	純資産総額
同四刀類	(本)	(百万円)
追加型株式投資信託	34	231,842
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	11	28,325
単位型公社債投資信託	1	6,439
合 計	46	266,606

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

#### <更新後>

## (1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け ております。

## (1)【貸借対照表】

				(単位:十円)
	第37期		第38期	
	(2022年3月31日現在)		(2023年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	51,593,362	2	51,733,041
有価証券		293,326		1,579,691
前払費用		645,109		770,747
未収入金		61,092		81,854
未収委託者報酬		15,750,264		16,753,855
未収収益	2	783,790	2	688,142
金銭の信託		8,401,300		10,400,000
その他		295,584		745,576
流動資産合計		77,823,830		82,752,908
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	391,042	1	181,551
器具備品	1	1,079,023	1	730,357
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		-		1,111,177
有形固定資産合計		2,098,499		2,651,520
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,381,293		4,183,644
ソフトウェア仮勘定		1,581,652		1,907,739
無形固定資産合計		5,978,768		6,107,206
投資その他の資産		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
投資有価証券		16,803,642		12,022,365
関係会社株式				159,536
		159,536		.00,000

# EDINET提出書類

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			訂正有価	証券届出書(内国投資信託党
投資不動産	1	810,684	1	807,066
長期差入保証金		524,244		689,492
前払年金費用		189,708		118,832
繰延税金資産		982,406		1,675,132
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		19,491,852		15,494,056
固定資産合計		27,569,120		24,252,782
資産合計		105,392,950	-	107,005,691
		·	-	·

	第37 (2022年3月3		第3 第3 (2023年3月	
 (負債の部)	(2022年3月3	11口况任)	(2023年3月	31口圾仕)
流動負債				
預り金		565,222		507,559
未払金		000,222		007,000
未払収益分配金		197,334		114,094
未払償還金		7,418		7,418
未払手数料	2	6,423,139	2	6,139,595
その他未払金	2	4,565,457	2	955,697
未払費用	2	4,328,968	2	5,778,896
未払消費税等	_	1,112,923	-	439,657
未払法人税等		769,692		2,375,281
賞与引当金		942,287		849,840
役員賞与引当金		149,028		154,872
その他		5,517		5,517
流動負債合計		19,066,990		17,328,431
加到只读口叫		19,000,990		17,320,431
固定負債				
長期未払金		10,800		-
退職給付引当金		1,246,300		1,333,882
役員退職慰労引当金		117,938		75,667
時効後支払損引当金		250,214		254,296
固定負債合計		1,625,252		1,663,846
負債合計		20,692,243		18,992,277
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金		2,000,101		2,000,101
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金		44,702,712		77,702,712
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金		072,000		J-2, J09
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		29,000,498		33,267,700
利益剰余金合計		36,341,088		40,608,289
株主資本合計		83,073,932		87,341,133
小工具个口引		63,073,932		07,041,100

(単位:千円)

		(千四・113)
	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,626,775	672,279
評価・換算差額等合計	1,626,775	672,279
純資産合計	84,700,707	88,013,413
負債純資産合計	105,392,950	107,005,691

# (2)【損益計算書】

				(単位:十円)
	第37期		第38算	胡
	(自 2021年	■4月1日	(自 2022年	■4月1日
	至 2022年3月31日)		至 2023年	三3月31日)
営業収益				
委託者報酬		79,977,953		84,121,445
投資顧問料		2,711,169		2,750,601
その他営業収益		13,459		10,412
三二 营業収益合計		82,702,582		86,882,459
営業費用				
支払手数料	2	31,644,834	2	31,461,274
広告宣伝費		720,785		798,894
公告費		500		375
調査費				
調査費		2,430,158		2,849,042
委託調査費		14,557,009		19,236,505
事務委託費		1,450,062		1,751,807
営業雑経費				
通信費		138,868		113,480
印刷費		379,428		367,379
協会費		49,590		58,128
諸会費		17,729		18,447
事務機器関連費		2,172,978		2,238,382
その他営業雑経費		649		-
営業費用合計		53,562,596		58,893,717
一般管理費				
給料				
役員報酬		414,260		416,461
給料・手当		6,496,233		6,565,766
賞与引当金繰入		942,287		849,840
役員賞与引当金繰入		149,028		154,872
福利厚生費		1,282,310		1,279,885
交際費		4,874		8,942
旅費交通費		21,698		75,274

租税公課	430,233	403,955
不動産賃借料	724,961	719,707
退職給付費用	494,615	388,176
固定資産減価償却費	2,249,287	2,418,341
諸経費	379,054	444,313
一般管理費合計 一般管理費合計	13,588,846	13,725,534
営業利益	15,551,139	14,263,207

(単位:千円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期	
			(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
W Mr El He M	至 2022年	3月31日)	至 2023年3	3月31日)
営業外収益				
受取配当金		243,133		47,353
受取利息	2	7,408	2	10,279
投資有価証券償還益		1,089,101		609,102
収益分配金等時効完成分		137,485		94,351
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		36,211		36,894
営業外収益合計		1,579,148		863,788
営業外費用				
投資有価証券償還損		3,074		32,995
時効後支払損引当金繰入		16,548		31,951
事務過誤費		76,076		2,680
賃貸関連費用		15,780		14,262
その他		7,585		32,394
営業外費用合計		119,066		114,284
経常利益		17,011,221		15,012,711
特別利益				
投資有価証券売却益		605,706		387,113
特別利益合計		605,706		387,113
特別損失				
投資有価証券売却損		28,188		15,828
投資有価証券評価損		36,558		104,554
固定資産除却損	1	13,094	1	32,791
減損損失		-	3	315,350
—————————————————————————————————————		77,840		468,524
税引前当期純利益		17,539,087		14,931,300
法人税、住民税及び事業税	2	5,366,608	2	4,860,444
法人税等調整額	_	22,446	_	271,471
法人税等合計		5,389,054		4,588,973
当期純利益		12,150,032		10,342,327
		12,100,002		10,072,021

## (3)【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	株主資本				
		資本剰余金			
	資本金	2万十		次士	
	貝쑤並	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	
会計方針の変更に よる累積的影響額					
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	

	利益剰余金				
	피끗	その他利	益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		<b>你工員</b> 中口可
当期首残高	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更に よる累積的影響額			475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額					
剰余金の配当			10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益			12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更に よる累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

# 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本				
		資本剰余金			
	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	

		利益剰余金			
	利益	その他利益剰余金		피플레스스	  株主資本合計
	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	<b>你工</b> 員华日司
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

#### [注記事項]

## (重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年 器具備品 2年~20年 投資不動産 5年~47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

#### (会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

1. 有形回足貝性及び投具小野	別性の水川側は対象可能	
	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
建物	805,250千円	1,006,606千円
器具備品	2,054,366千円	1,985,072千円
投資不動産	157,995千円	163,978千円

### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります

区が同じしたのかで自行首に自なれるとのは人の通りであります。				
	第37期	第38期		
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)		
預金	43,782,913千円	40,165,058千円		
未収収益	13,741千円	15,046千円		
未払手数料	836,105千円	790,279千円		
その他未払金	3,887,520千円	77,007千円		
未払費用	337,847千円	277,358千円		

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

1. 回处具性际动换切内机		
	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
建物	2,599千円	1,047千円
器具備品	10,495千円	29,762千円
ソフトウェア	-	1,981千円
計	13,094千円	32,791千円

## 2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

第37期 第38期 (自 2021年4月1日 (自 2022年4月1日 至 2022年3月31日) 至 2023年3月31日)

	T 2022   0/30 H /	<u> </u>
支払手数料	5,153,589千円	4,893,312千円
受取利息	7,377千円	10,236千円
受取賃貸料	65,808千円	68,168千円
法人税、住民税及び事業税	4,062,765千円	3,947,200千円

#### 3. 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区(本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

## (株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

,								
		当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)			
	発行済株式							
	普通株式	211,581	-	-	211,581			
	合計	211,581	-	-	211,581			

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 10,576,511千円 1株当たり配当額 49,988円 基準日 2021年3月31日 効力発生日 2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額6,075,125千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額28,713円基準日2022年3月31日効力発生日2022年6月29日

## 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1株当たり配当額 基準日 効力発生日 2022年3月31日 2022年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提 案しております。

配当金の総額5,171,039千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額24,440円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月29日

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

カペレーティング	ヘレーティング・ゲース取引のプラ解剖不能のものに係る不経過ゲース杯				
	第37期	第38期			
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)			
1年内	709,808千円	962,809千円			
1年超	414,054千円	1,532,728千円			
合計	1,123,863千円	2,495,537千円			

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関から の資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

## 第37期(2022年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	有価証券	293,326	293,326	-
(2)	金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3)	投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
	資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	ı	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

## 第38期(2023年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2)	金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3)	投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
		24,002,056	24,002,056	-

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第38期(2023年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	1
金銭の信託	10,400,000	-	-	1
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成さ

れる当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定

した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、 それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優

先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価 ( 千円 )			
<u> </u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

財務諸表等規則附則(2021年9月24日内閣府令第9号)に基づく経過措置を適用した投資信託(貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円)は、表には含めておりません。

# (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)				
□ <u>□</u> □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691	
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000	
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365	
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056	

## (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

第37期(2022年3月31日現在)及び第38期(2023年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159.536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 第37期(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177

	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

#### 第38期(2023年3月31日現在)

和30州(2023 <u>十</u> 3月31日北江 <i>)</i>				
	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

<sup>(</sup>注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

## 3.売却したその他有価証券

## 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

#### 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	-	14,120
債券	-	-	
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

## 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について104,554千円(その他有価証券のその他104,554千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,235 千円	3,723,521 千円
勤務費用	198,457	196,190
利息費用	21,549	25,925
数理計算上の差異の	46,069	186,130
発生額		
退職給付の支払額	179,650	176,727
過去勤務費用の発生額	-	
退職給付債務の期末残高	3,723,521	3,582,778

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	2,649,846 千円	2,583,927 千円
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の	1,824	103,934
発生額		
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	115,331	100,694
年金資産の期末残高	2,583,927	2,425,752

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
積立型制度の	2,675,015 千円	2,468,195 千円
退職給付債務		
年金資産	2,583,927	2,425,752
	91,087	42,442
非積立型制度の退職給付	1,048,506	1,114,583
債務		
未積立退職給付債務	1,139,593	1,157,025
未認識数理計算上の差異	205,679	281,343
未認識過去勤務費用	288,681	223,319
貸借対照表に計上された	1,056,591	1,215,049
負債と資産の純額		
退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
前払年金費用	189,708	118,832
貸借対照表に計上された	1,056,591	1,215,049
負債と資産の純額		

# (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

,	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	198,457 千円	196,190 千円
利息費用	21,549	25,925
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の 費用処理額	3,547	6,532

過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	109,013	1,600
確定給付制度に係る	343,245	236,091
退職給付費用		

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
債券	62.0 %	63.6 %
株式	36.3	34.2
その他	1.7	2.2
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
割引率	0.078 ~ 0.72%	0.066 ~ 1.13%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,370千円、当事業年度152,084千円であります。

## (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期	第38期
_	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	410,082千円	499,742千円
投資有価証券評価損	65,490	47,876
未払事業税	165,702	169,997
賞与引当金	288,528	260,221
役員賞与引当金	25,799	29,828
役員退職慰労引当金	36,112	23,169
退職給付引当金	381,617	408,434
減価償却超過額	145,316	227,100
差入保証金	-	52,869
長期差入保証金	52,869	-
時効後支払損引当金	76,615	77,865
連結納税適用による時価評価	35,311	35,311
その他 _	76,257	177,003
繰延税金資産 小計	1,759,702	2,009,420
評価性引当額	<u>-</u> _	<u> </u>
操延税金資産 合計	1,759,702	2,009,420

## 繰延税金負債

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

前払年金費用	58,088	36,386
連結納税適用による時価評価	1,149	1,098
その他有価証券評価差額金	717,957	296,702
その他	101	101
繰延税金負債 合計	777,296	334,288
繰延税金資産の純額	982,406	1,675,132

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第37期(2022年3月31日現在)及び第38期(2023年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるた め注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用 する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42 号 2021 年8 月12 日)に従って、 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っておりま す。

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な 要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しておりま

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
  - 収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に 記載のとおりであります。
- 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業 年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第37期(自2021年4月1日 至 2022年3月31日)及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた め、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
  - (1)営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
  - (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	07 <del>202</del>	,		, _, ,	<u> </u>					
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	千円	未払費用	836,105 千円 272,264 千円

## 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注4)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	千円	未払手数料未払費用	790,279 千円 253,093 千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
  - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
  - 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
  - 4. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
  - 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
- (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

								訂正行)	叫趾分油山青	(內国投資信託	,5
種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)	
同一の親会社を持つ会社	銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円	
同一の親会社を持つ会社	モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円	

## 第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	00%) ( H									
種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社		東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案 して決定しております。
  - 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J信託銀行株式会社(非上場)

## (1株当たり情報)

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産額	400,322.84円	415,979.76円
1株当たり当期純利益金額	57,424.97円	48,881.17円

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	12,150,032	10,342,327
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,150,032	10,342,327
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

#### 5【その他】

#### <訂正前>

定款の変更等

定款について2023年10月1日付で以下の変更を行います。

・商号の変更 (三菱 U F J アセットマネジメント株式会社に変更)

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## <訂正後>

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社は2023年10月1日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際 投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更しました。 上記以外、該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## <更新後>

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2023年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

名称	吕称	3月末現在) 事業の内容
----	----	--------------

<b>サーキリア 1 94</b> 5	1 711 050		銀行業務を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行 PayPay銀行株式会社	1,711,958 72,216	百万円 百万円	銀行業務を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	38,500		銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行			銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	8,500		銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069		銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628		銀行業務を営んでいます。
株式会社福井銀行	17,965		銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	10,816		銀行業務を営んでいます。   銀行業務を営んでいます。
株式会社用小銀17	· ·		
株式会社二十二銀1 <u> </u> 株式会社南都銀行	37,461	百万円	│ 銀行業務を営んでいます。 │ 知行業務を営んでいます。
	37,924		銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322		銀行業務を営んでいます。 
株式会社福岡銀行	82,329	百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878	百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会	324,279	百万円	銀行業務および信託業務を営ん
社	,		でいます。
株式会社熊本銀行	10,000	百万円	銀行業務を営んでいます。
ユ <i>ー</i> ジー / キエ光 サナ へ カ	7 400	<del></del>	金融商品取引法に定める第一種
auカブコム証券株式会社	7,196	百万円	金融商品取引業を営んでいま
			す。
#	40.000	<del></del>	金融商品取引法に定める第一種
│株式会社SBI証券 │	48,323	白力円	金融商品取引業を営んでいま
			す。
	5 000	<del></del>	金融商品取引法に定める第一種
岡三証券株式会社 	5,000	百万円	金融商品取引業を営んでいま
まかつき缸光烘ポるは	2 007	<b>-</b>	金融商品取引法に定める第一種
あかつき証券株式会社 	3,067	百万円	金融商品取引業を営んでいま
			す。
ᇦᅲᄀᄀᄑᅒᆇᄴᅷᄼᅺ	12 500	<b>4</b>	金融商品取引法に定める第一種
岩井コスモ証券株式会社	13,500	百万円	立   古   古   市   市   市   市   市   市   市   市
GMOクリック証券株式会	1 216	百万円	金融商品取引法に定める第一種
社	4,340	ロハロ	立
			   金融商品取引法に定める第一種
   立花証券株式会社	6 60E	百万円	金融商品取引業を営んでいま
立16mmカ1水上V云114 	0,095	<b>ロ</b> 1112	立殿間の取り来で言んでいる   す。
			   金融商品取引法に定める第一種
   中銀証券株式会社	2 000	百万円	金融商品取引業を営んでいま
1 東区出て ソコルエク 女工工	2,000	П۱۱۱۱	」す。
			。   金融商品取引法に定める第一種
   楽天証券株式会社	10 105	百万円	金融商品取引業を営んでいま
来入証为 (本) 公社	15,455	<u>П</u> /Л1	す。
			   金融商品取引法に定める第一種
   東海東京証券株式会社	6 000	百万円	金融商品取引業を営んでいま
ベルタベル   バルスエ	0,000	Н۱۱۱۱	」す。
			。   金融商品取引法に定める第一種
   東洋証券株式会社	13 494	百万円	金融商品取引業を営んでいま
ハイエルン・ハエリム・コエ	10,434	⊢\\I\]	す。
			7.0

SMBC日興証券株式会社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
マネックス証券株式会社	12,200	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
株式会社証券ジャパン	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
野村證券株式会社	10,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
浜銀TT証券株式会社	3,307	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
百五証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
ひろぎん証券株式会社	5,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
フィデリティ証券株式会社	12,657	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
FFG証券株式会社	3,000	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
松井証券株式会社	11,945	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	40,500	百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。

#### 3【資本関係】

#### <訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2023年1月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

## <訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2023年10月1日現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

## 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年10月4日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

指定有限責任社員 公認会計士 西鄉 篤 業務執行社員

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS 全世界株式インデックスの2023年1月27日から2023年7月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、 e M A X I S 全世界株式インデックスの2023年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2023年1月27日から2023年7月26日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を 作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

#### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

# 有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責員 行社員	任社 業務執 	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責 員 行社員	任社 業務執	公認会計士	伊	藤	鉄	也

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。